

新たな登録基準案（平成 29（2017）年）

（日本博物館協会『博物館の登録制度の在り方に関する調査研究報告書』より）

1 設置

1.1 設置根拠及び永続性、公共性の明示

法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること

1.2 施設の整備と運営資金の確保

博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること

2 経営

2.1 使命の明確化

博物館の使命(設置目的や基本理念)が明確にされるとともに、公にされていること

2.2 経営目標と評価

使命に基づく中長期的な目標が作成されていること

2.3 経営の透明性

収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組み有し、経営状況の透明性が確保されていること

2.4 法令・倫理の遵守

博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること

2.5 利用条件

- ・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること
- ・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること

3 資料

3.1 資料の保有

博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること

3.2 収集

資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること

3.3 資料管理・活用

資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵資料と資料に関する情報を活用できる仕組みを有すること

4 調査研究

4.1 方針

博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること

4.2 成果の公開と還元

調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること

5 展示

5.1 方針・計画

所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること

5.2 展示の信頼性

調査研究に基づく資料を用いて展示されていること

6 教育普及

6.1 方針・計画

博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること

6.2 学習支援

問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること

7 職員

7.1 館長

館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること

7.2 学芸員

事業の実施に必要な学芸員(専門的職員)が配置されていること

7.3 事務系・技術系等の職員

事業の実施に必要な人員体制が確保されていること

7.4 職員の研修

研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること

8 施設設備

8.1 施設・整備の整備

博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること

8.2 安全な施設管理

公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資料への安全を配慮し、計画を策定すること

8.3 快適性・利便性の向上

多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること

9 連携協力

9.1 連携協力の方針

事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること

新たな登録基準案 比較表

	新たな登録基準案（平成29（2017）年）	博物館の基礎的な共通基準案（平成20年）	博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年）
1 設 置	1. 1 設置根拠及び永続性、公共性の明示 法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること	1. 1 設置根拠及び永続性、公共性の明示 法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること	第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。 2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。 3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。
	1. 2 施設の整備と運営資金の確保 博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること	1. 2 施設の整備と運営資金の確保 博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること	
		1. 3 使命の明確化 博物館の使命（設置目的や基本理念）が明確にされるとともに、公にされていること	第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。 2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。 3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。
		1. 4 設置者と博物館の権限・役割の分担 設置者と博物館の権限と役割分担が明確にされ、日常的に連絡調整が図られていること	
2 経 営		2. 1 組織体制 博物館の経営責任者が明確で、指揮命令系統が確立され、職員の職務分担が明確にされていること	
	2. 1 使命の明確化 博物館の使命（設置目的や基本理念）が明確にされるとともに、公にされていること	2. 2 経営目標と評価 使命に基づく中長期的な経営目標（方針）と年度ごとの経営計画が策定され、事後評価を実施され、それらに関わる文書が公表されていること	第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。 2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。 3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。
	2. 2 経営目標と評価 使命に基づく中長期的な目標が作成されていること。		
	2. 3 経営の透明性 収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組み有し、経営状況の透明性が確保されていること		
	2. 4 法令・倫理の遵守 博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること	2. 3 法令・倫理の遵守 博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること	第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。
2. 5 利用条件 ・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること ・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること	2. 4 利用条件 ・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること ・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること		

新たな登録基準案 比較表

3 資 料	3. 1 資料の保有 ・博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること	3. 1 資料の保有 ・博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有されていること ・博物館資料は原則として設置者に帰属させること。ただし特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよい	第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。 2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。 3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。 4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。 5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。 6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。
	3. 2 収集 資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること	3. 2 収集 資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること	
	3. 3 資料管理・活用 資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵資料と資料に関する情報を活用できる仕組みを有すること。	3. 3 資料管理 資料登録の続きが行われ、資料台帳と資料情報の記録が整備され、資料の所在が確認されていること	
		3. 4 保存・修復 保存環境が整えられ、必要な修復が施され、資料を次世代に継承する取組みが行われていること	
		3. 5 資料の活用・公開 収蔵資料を活用しやすいように、資料目録等が作成され、資料に関する情報が蓄積・公開されるとともに、必要に応じて資料貸出しや実物資料の公開が図られていること	
		3. 6 二次資料の活用 資料に関する図書、文献、調査資料等が収集され、保管、活用されていること	
4 調 査 研 究	4. 1 方針 博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること	4. 1 方針 博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること	第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動の効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。
	4. 2 成果の公開と還元 調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること	4. 2 成果の公開と還元 調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること	
5 展 示	5. 1 方針・計画 所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること	5. 1 方針・計画 博物館の方針に則り、展示に関する方針が策定され、計画的に展示されていること	第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。 2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。
	5. 2 展示の信頼性 調査研究に基づく資料を用いて展示されていること	5. 2 展示の信頼性 調査研究に基づく資料を用いて展示されていること	
		5. 3 展示内容の理解促進 さまざまな手法が組み合わせられ、展示内容の理解促進に取り組まれていること	
		5. 4 展示品と展示環境の維持保全 展示品が定期的に看視・点検され、展示品が良好な状態で保全されていること	
6 教 育 普 及	6. 1 方針・計画 博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること	6. 1 方針・計画 博物館の方針に則り、教育普及活動の方針が策定され、体系的に教育普及活動が実施されていること	
	6. 2 学習支援 問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること	6. 2 学習支援 問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること	第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力をすること。 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

新たな登録基準案 比較表

7 職 員	7. 1 館長 館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること	7. 1 館長 明確な権限と責任を有している館長が配置され、博物館運営が統括されていること	第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。
	7. 2 学芸員 事業の実施に必要な学芸員（専門的職員）が配置されていること	7. 2 学芸員 博物館の使命を達成するために必要な数の常勤学芸員が配置されていること	
	7. 3 事務系・技術系等の職員 事業の実施に必要な人員体制が確保されていること	7. 3 事務系・技術系等の職員 博物館の使命を達成するために必要な数の事務系・技術系等の職員が配置されていること	
	7. 4 職員の研修 研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること	7. 4 職員の研修 研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること	第十四条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。 2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。
8 施 設 設 備	8. 1 施設・整備の整備 博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること	8. 1 施設・整備の整備 博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること	第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。 一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備 三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備
	8. 2 安全な施設管理 公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資料への安全を配慮し、計画を策定すること	8. 2 安全な施設管理 公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、危機管理マニュアルが策定され、施設管理が行われていること	第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾患の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。 2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。
	8. 3 快適性・利便性の向上 多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること	8. 3 快適性・利便性の向上 利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること	第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。
9 連 携 協 力	9. 1 連携協力の方針 事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること		第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。 2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。
			第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。 2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

博物館登録制度に関する論点メモ

論点		方向性	課題と対応	今後の検討
論点 1	①制度の理念と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・選別ではなく、「底上げ」「盛り立て」のための制度とする ・多くの人びとに寄与できる基礎的条件を備えた施設の証左 ・活動の充実のため支援策を得る資格の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民にわかりやすい的確な表現に。「認定博物館」「認証博物館」等とする ・「底上げ」につながるように、認定の準備段階を支援するような制度設計が必要（助言、補助等） ・施設に対し認定を促す取組み（説明、相談等）が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を促す支援策を検討（第三者機関による助言、準備のための補助事業等）
	②対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の縛りをできるだけはずし、包括的に 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利組織については設置法人ではなく当該施設を対象に審査し、公益性（不特定多数の利益）をみる 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は法に明記 ・営利組織については財政当局と調整が必要
	③連動した博物館振興策	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り多くのメリットを付与する 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関指定（科研費対象機関）との連動 <ul style="list-style-type: none"> → 認定基準 + α の要件（調査研究機能）で指定 ・生き物系施設（動水植）のメリット付与（環境施策との連動） ・公開承認施設承認指定との整合性を図る <ul style="list-style-type: none"> → 認定館であることを公開承認施設の条件に ・認定館を中心としたネットワーク化による底上げ、盛り立てを法制度に組み込む（法では努力義務か） <ul style="list-style-type: none"> → ネットワーク化は地域（県域、地域等）、館種・資料（自然史、科学、美術等）、機能（保存修復、ドキュメンテーション、防災、調査研究、市民参画等）の3種を想定（複合もあり） → ネットワーク化の促進は自発性を前提とする（補助事業への申請等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術・学術行政との調整 ・ネットワーク化の促進は、委託事業・補助事業等による施策レベルで担保 ・ネットワーク化のシュミレーション、イメージ共有が必要
	④審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・外形的な審査から機能や実質的な活動を評価する基準に 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本博物館協会の調査研究報告書の基準案をいくつかの施設に適用し、さらに修正 ・館種別（特に生き物系）の基準案を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準は省令で定める

博物館登録制度に関する論点メモ

論 点 2	⑤審査主体・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査は専門的知見を有する第三者機関が実施（地域差を生まない、運営実態・活動の質の審査、知見の蓄積、助言の役割） ・ 認定は都道府県・政令市教委、文化庁（国立、大学博物館等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者機関は、日本博物館協会、館種別団体、全国大学博物館学講座協議会等を母体とした連携組織として設置。審査員はシニア層の職員、OB・OG、大学教員等が務める ・ 第三者機関を運用する予算措置が不可欠（確保可能か） ・ 都道府県・政令市教委、文化庁は、第三者機関の審査結果を検討して認定の可否を決定し公表、認定原簿に記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査機関については法律で「国が指定する機関」として、文部科学大臣or文化庁長官が第三者機関を指定する
	⑥質保証と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質保証のために更新性を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新期間は7年？（大学認証）、10年？ ・ 更新時の審査で助言を得られる仕組みを 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新制は法に明記
	⑦学芸員資格制度との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定博物館には、常勤の館長・学芸員を必置とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行、第4条を基本に、館長、学芸員（補）、その他の職員の配置を明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条を踏まえ、認定の審査基準（省令）に常勤の館長・学芸員（できれば複数）を必置を明記